

## 倉敷市シルバー人材センターでの禁止作業

1. ごみ運搬処理
  - ・倉敷市シルバー人材センターが作業して発生したごみ以外のごみ処分
  - ・がれき類の処分（コンクリート、ブロック、瓦、鉄筋、土砂、碎石など）
  - ・電化製品や家具等の処分
2. 屋内雑役
  - ・違う階へ階段を使用しての家具や大型家電の移動（粗大ごみ持ち出し支援含む）  
※エレベーターで台車を使用しての移動は可能。  
その場合の積載物は20kg以下（作業員2名の場合）
  - ・混合水栓のパッキン交換（単水栓のパッキン交換は可能）
3. 屋外雑役
  - ・墓石の清掃（墓地の除草、清掃は行います） ・ 2階の樋の掃除、取付け、修理
  - ・屋根の修理（雨漏り等）、瓦ふき ・ 植木、花等の植替え ・ 家屋や倉庫の解体
  - ・重機（クレーン、ユンボ等）、フォークリフト等の操作 ・ 溶接作業
4. 家事援助
  - ・ 2階の屋外側の窓ふき（ベランダから拭ける窓は業務可能） ・ 犬の散歩
5. 植木剪定、伐採
  - ・ 急斜面の木、高さが4m（平屋の屋根位）を超える木の剪定、伐採
  - ・ 電線に枝がかかっている木
6. 草刈、除草
  - ・ 急斜面の草刈 ・ 駐車車両が近くにある場合の草刈 ・ 除草剤（草枯し）の散布
  - ・ 地面から約5cm以内の草の草刈（機械刈）
7. 消毒
  - ・ 松くい虫、野菜、果実の消毒（柿、柑橘類は可能）
8. その他
  - ・ 倉敷市以外での業務（業務を行う場所のセンターの許可を得た場合は可能）
  - ・ 会員が運転しての送迎（派遣は可能） ・ 個人から依頼の派遣業務（法人からの依頼は可能）
  - ・ 皮膚疾患等を伴う有害物質を取り扱う業務（当センターが行う消毒作業は可能）
  - ・ 引越し業、運送業、警備業など行政の許可を必要とする業務
  - ・ 危険な場所及び身体的負荷が高い業務
  - ・ 22時～5時の深夜時間帯の業務